

平成30年度決算に係る  
定期監査調書

平成31年7月

鳥取県西部県税事務所

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1 頁
3	組織及び業務調べ	1 頁
4	職員の定員、現員調べ	2 頁
5	役付職員の調べ	2 頁
6	主な事業に関する調べ	3 頁
7	収入証紙取扱額調べ	9 頁
8	収入事務処理状況調べ	11 頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
(6)	現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	14 頁
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	19 頁
11	不納欠損額調べ	21 頁
11-2	延滞金の処理	25 頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	26 頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
(4)	委託料	
13	工事請負費調べ	28 頁
14	財産に関する調べ	28 頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	28 頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	28 頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	28 頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	寄附物件の受納状況調べ	28 頁
19	備品の処分状況調べ	28 頁
20	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	29 頁
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	
○	意見、要望等	29 頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 組織及び業務調べ

課 名	係（担当）名	課 の 主 な 所 掌 事 務
収 税 課	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税に係る周知宣伝に関すること。</li> <li>・ 県税に係る徴収金の督促及び収納、過誤納金の還付又は充当に関すること。</li> <li>・ 納税貯蓄組合の指導に関すること。</li> </ul>
	徴収担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税（自動車税以外）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。</li> <li>・ 鳥取県地方税滞納整理機構西部支部に関すること。</li> <li>・ 地方税法第48条の徴取引継（個人住民税）に関すること。</li> <li>・ 徴収スタッフネットに関すること。</li> </ul>
	自動車税担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除、減免に関すること。</li> <li>・ 県税（自動車税）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。</li> </ul>
課 税 課	事業税担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税（法人県民税、法人事業税、個人事業税、狩猟税及び地方法人特別税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。</li> </ul>
	間税担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税（軽油引取税及びゴルフ場利用税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。</li> </ul>
	不動産取得税担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税（不動産取得税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。</li> </ul>
日野支所（本務：西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税に係る周知宣伝に関すること。</li> <li>・ 県税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。</li> <li>・ 納税証明書の交付及び申告書等の受理に関すること。</li> </ul>

4 職員の定員、現員調べ

(令和元年7月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該年度	30.4.1現在	当該年度	30.4.1現在	当該年度	30.4.1現在	当該年度	30.4.1現在	
定員	30	31					30	31	
現員	( ) 30	(1) 30	( )	( )	( )	( )	( ) 30	(1) 30	29.8.8~ 育児休業1 30.4.1 職員欠員1
過不足(Δ)		Δ 1							
臨時職員									
非常勤職員	6	6					6	6	事務5、育児短時間勤務1 29.12.25~ 育児休業1

5 役付職員の調べ

(令和元年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
所長	手嶋正生	1	3	
副所長 (兼) 収税課長	長谷川聡	2	3	出納員 3年3月
収税課 課長補佐	権田高博	2	3	
収税課 課長補佐	西山義雄	0	3	2年3月
課税課長	二岡裕明	2	3	3年3月
課税課 課長補佐	河津久志	0	3	
日野支所長	(兼) 土江一史	0	3	
日野支所 課長補佐	(兼) 藤井理恵	1	3	

6 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財 源 内 訳																	
		国庫支出金	その他	一般財源															
未収金の徴収対策について	—																		
鳥取元気プロジェクト																			
元気づくり総合戦略																			
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本県における財政事情が極めて厳しい中、「税負担の公平性」・「税収の効率的な確保」・「自主納付の促進」を業務の中核と位置づけて、貴重な自主財源である県税収入の最大限の確保を目指す。</li> </ul> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>督促状発付後は速やかに財産調査及び調査結果分析に着手し、必要以上の文書催告・電話催告や臨宅による納税勧奨は行わず、滞納処分または納税緩和措置を原則として滞納整理を実施した。</li> </ul> <p>イ 平成30年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接触困難者への取り組みとして、早朝臨宅を実施し、面談による納税意思の確認を行った。</li> <li>表見財産の確認できない滞納者に対して、タイヤロックの実施や家宅搜索を執行し、滞納整理の進捗を図った。</li> <li>延滞金だけの滞納案件について、財産調査を行い差押を実施することで滞納額圧縮を図った。</li> </ul> <p>ウ 成果及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財産を有する者に対し、早期に財産を発見し、預金、給与等の債権差押に加えタイヤロック、家宅搜索等の滞納処分を行うことにより、滞納件数の圧縮を図った。</li> </ul> <p>(タイヤロック・家宅搜索件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H30.3月末</th> <th></th> <th>H31.3月末</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイヤロック件数</td> <td>0件(0人)</td> <td>→</td> <td>25件(19人)</td> <td>前年比 25件増</td> </tr> <tr> <td>家宅搜索件数</td> <td>0件(0人)</td> <td>→</td> <td>16件(11人)</td> <td>前年比 16件増</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験の浅い職員でも平準的な業務が行うことができ、システムチックに処理できるよう業務の見直し等を行ってきたが、指導的立場にある係長以上の職員には徴収困難事案(表見財産を有しない滞納者等)に対応するための知識や経験を有する人材が求められる。しかし、現在の異動サイクルは約3年の短期間で異動になるため、後継者が育ちにくい環境にある。幅広い税務専門知識を習得し経験を活かすことにより、ケースごとに的確に対応する能力を伸ばすことが高い徴収率へと繋がるため、今後の人材育成が課題である。</li> <li>前年度の手法の見直しを行い、色々な情報を参考にしながら、新しい取り組みを実施し業務改善をしている。最善の方法で県税収入の最大限の確保を目指し、業務の見直しと検証を繰り返し実施する必要がある。</li> </ul>					区 分	H30.3月末		H31.3月末		タイヤロック件数	0件(0人)	→	25件(19人)	前年比 25件増	家宅搜索件数	0件(0人)	→	16件(11人)	前年比 16件増
区 分	H30.3月末		H31.3月末																
タイヤロック件数	0件(0人)	→	25件(19人)	前年比 25件増															
家宅搜索件数	0件(0人)	→	16件(11人)	前年比 16件増															

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
個人県民税の徴収対策について (市町村連携)	—			
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"><li>平成19年度に実施された三位一体の改革に伴う国から地方への税源移譲により、個人住民税の調定額が大幅に増加し、連動して滞納額も増えたことから、その滞納額の圧縮を図り県税収入の確保につなげる。</li></ul> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>○個人住民税の徴収対策</p> <p>【地方税法第48条による県への徴取引継】</p> <p>個人住民税の滞納解消を図る最も有効な手法である48条を活用し、管内市町村を対象に一定規模(滞納額上位の者)の事案を引き受け、県で財産調査、納税交渉及び差押を実施することで滞納額の圧縮を図った。</p> <p>※地方税法第48条とは、市町村が徴収する個人住民税が滞納となった場合に、市町村に代わって県が滞納整理する仕組みを規定。</p> <p>【地方税法第46条による徴収方針会議】</p> <p>上記以外の個人住民税滞納事案のうち各町村から提出された事案について、46条の規定を活用し、西伯郡と日野郡のグループに分けて徴収方針会議を2ヶ月に1回程度開催し、事案の検討・方針の決定を行い、滞納整理の進捗を図った。</p> <p>※地方税法第46条とは、市町村長に対し、当該市町村に係る個人住民税の賦課徴収に関する事項の報告を請求することができる旨を規定。</p> <p>○個人住民税以外の市町村税の徴収対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>地方税滞納整理機構を組織し、県と市町村職員に併任辞令を発令して相互協力体制の下に連携し、個人住民税をはじめとする地方税の収入確保を図るとともに、管内市町村職員の徴収能力向上の支援を実施した。</li><li>※地方税滞納整理機構による相互併任とは、個人住民税を含む県及び市町村に共通する滞納事案等を機構で取扱い、県及び市町村から機構へ派遣された職員(「機構職員」という。)が、支部を構成する団体の身分を併せ有し滞納整理を行うもの。</li><li>固定資産税や国民健康保険料(税)等の全税目を対象とした滞納事案に係る債権整理を要望のあった市町村において実施。県の徴収方針を基本として、組織的に債権の分類(滞納処分か徴収緩和)、処理を進める手法について共同で実践することにより、ひいては個人住民税の収納額向上につなげる。</li></ul> <p>イ 平成30年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>地方税法第48条による徴取引継は毎年度7月に1度だったが、市町の要望もあり9月に追加引受を実施し、滞納額のさらなる圧縮に取り組んだ。</li></ul>				

## ウ 成果及び効果

- ・ 地方税法第48条の引受件数及び引受金額を前年度に比べ増やし、徴収率の向上に寄与した。また、市町村にとっては困難事案等を引き継ぐことにより、他の滞納事案により注力する事が出来、収納率の向上に寄与している。
- ・ 市町村の職員と情報を共有して滞納者ごとにケース検討・処理方針を立てることで、効率的で実効性を伴う滞納整理を実施した。

### ○地方税法第48条関係事案

H30年度 引受人数 153人、引受件数 1,366件、引受金額 63,599千円  
(徴収実績 744件、23,565千円)

H29年度 引受人数 126人、引受件数 1,476件、引受金額 61,120千円  
(徴収実績 657件、29,169千円)

- ・ 個人住民税滞納事案の徴収方針会議を西伯郡グループと日野郡グループに分け、2か月に1回の頻度で開催。近隣市町村との情報交換や滞納整理の取組等を確認することで協同連携を推進した。
- ・ 滞納事案に係る債権整理により、整理方針の確定していない事案等について、県の徴収方針を基本として、組織的に債権の分類、進捗管理を行うことで、滞納額を圧縮した。

## エ 課題

- ・ 市町村では、各滞納事案について明確な処理方針を定めず、年々滞納額が累積しているケースが散見される。また、個人住民税徴収方針会議で方針を決定しても人員や滞納整理に関する知識・経験の不足から処理が進まない場合や管内市町村間で取組意識に温度差があるため、一律に効果を望むことは困難な状況であり、今後も継続的に支援していく必要がある。

事業名	決算(見込)額	財源内訳																		
		国庫支出金	その他	一般財源																
徴収スタッフネット研究会の取り組みについて(地方税務職員人材育成)	—																			
鳥取元気プロジェクト																				
元気づくり総合戦略																				
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 管内県市町村の実情や要望に応じた研修会等を開催し、西部圏域の徴収担当職員の徴収技術等の向上と連携・融和を図る。(平成18年度から実施)</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>名称</th> <th>研修テーマ</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30. 7. 2</td> <td>総会 第1回</td> <td>基調講演、「地方税法第48条の徴収方法について」「個人住民税特別徴収の一斉指定について」「特別徴収義務者への調査。差押、債権回収方法について」「納税義務の拡張について 相続人、共有者からの徴収手順」</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td>H30.10. 5</td> <td>第2回</td> <td>講義『99%を超えて行け!』 ～「チーム納税」式滞納整理メソッド～ 講師：大分市財務部納税課 竹内 譲二 氏</td> <td>75人</td> </tr> <tr> <td>H30.12. 5</td> <td>第3回</td> <td>意見交換等「個人住民税の特別徴収の一斉指定に伴う徴収手続き等について」、講義「市町村アカデミー研修報告」「インターネット公売について」</td> <td>32人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 平成30年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より深い専門知識を習得するため、県外講師を招いての講演会を行った。</li> <li>・研究会を米子市及び境港市がそれぞれ1回ずつ企画、主催することで、より市町村の要望に沿った内容になるよう取り組んだ。</li> </ul> <p>ウ 成果及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外講師を招いて講演会を開催することで、徴収等に関する知識及び意識の向上を図ることができた。</li> </ul> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納整理には適切な処理方針が不可欠であり、管理職の資質が非常に重要であるが、管理職向けの研修は少ない状態である。滞納整理事務における管理監督者としての姿勢、職員の人材育成・モチベーション向上方策等、租税債権確保に向けた効果的な組織マネジメントを学ぶ研修を実施する必要がある。</li> <li>・市町村により滞納処分に温度差があるため、どの市町村にも積極的に参加してもらえるような研修内容の検討や徴収技術向上のため外部研修等で入手した新しい素材を研修に取り入れるなど、新しいメニューを提供していく工夫が必要である。</li> <li>・研修を通じて職員個々の技術や能力は高まってきているが、専任職員が少ない町村にあっては、人事異動により、同じ徴収レベルが継続されないなどの実態がある。町村(首長)の滞納整理への理解が必要である。</li> </ul>					開催日	名称	研修テーマ	参加者	H30. 7. 2	総会 第1回	基調講演、「地方税法第48条の徴収方法について」「個人住民税特別徴収の一斉指定について」「特別徴収義務者への調査。差押、債権回収方法について」「納税義務の拡張について 相続人、共有者からの徴収手順」	29人	H30.10. 5	第2回	講義『99%を超えて行け!』 ～「チーム納税」式滞納整理メソッド～ 講師：大分市財務部納税課 竹内 譲二 氏	75人	H30.12. 5	第3回	意見交換等「個人住民税の特別徴収の一斉指定に伴う徴収手続き等について」、講義「市町村アカデミー研修報告」「インターネット公売について」	32人
開催日	名称	研修テーマ	参加者																	
H30. 7. 2	総会 第1回	基調講演、「地方税法第48条の徴収方法について」「個人住民税特別徴収の一斉指定について」「特別徴収義務者への調査。差押、債権回収方法について」「納税義務の拡張について 相続人、共有者からの徴収手順」	29人																	
H30.10. 5	第2回	講義『99%を超えて行け!』 ～「チーム納税」式滞納整理メソッド～ 講師：大分市財務部納税課 竹内 譲二 氏	75人																	
H30.12. 5	第3回	意見交換等「個人住民税の特別徴収の一斉指定に伴う徴収手続き等について」、講義「市町村アカデミー研修報告」「インターネット公売について」	32人																	



事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
家屋評価担当職員の相互併任及び非木造家屋の評価事務の移管推進について	—			
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア)目的</p> <p>市町村が評価した木造家屋について、県は評価額に基づき不動産取得税の賦課を行っているが、この際、納税者から木造家屋の評価内容等についても説明を求められる場面が多い(固定資産税の非木造家屋の賦課においても同様)。このことから、当所と米子市の間で平成29年度より家屋評価担当職員の相互併任を実施し、より高いレベルの説明責任を果たすことを目的として、県職員が木造家屋、市職員が非木造家屋の調査・評価技術を習得する。</p> <p>(イ)事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事交流 米子市より西部県税事務所へ主事級職員を1名派遣(平成30年8月1日～平成32年3月31日)</li> <li>・相互研修1回 二税協「固定資産家屋評価研修会」に、県・米子市の併任職員が参加。</li> <li>・木造家屋調査12件(居宅9、店舗1、併用住宅1、公民館1) 米子市が実施する「木造家屋調査」に県職員が同行し、調査方法等を習得。</li> <li>・非木造家屋調査5件(150㎡以下の事務所・店舗・倉庫) 県が実施する「非木造家屋調査」に米子市職員が同行し、調査方法等を習得。</li> <li>・家屋評価計算16回 【評価計算システム】米子市…HOUSAS、鳥取県…エクセルシート 併任先団体の「評価計算システム」に基づく家屋評価計算を実施し、評価計算方法を習得。</li> <li>・償却資産調査2件 県が実施する非木造家屋調査の際、米子市職員が同行し償却資産調査を行うことで、調査業務の効率化を実施。</li> </ul> <p>イ 平成30年度の事業実施にあたり改善等に取り組んだ点</p> <p>平成30年2月に併任職員による意見交換会を開催し、業務成果の検証と平成30年度に向けた課題について検討を行った。全体として家屋評価の知識向上と連携強化業務が図られ、併せて円滑な遂行に寄与しており、県・米子市とも業務の継続が必要との共通認識であった。</p> <p>また、一定規模の自治体について、非木造家屋の評価技術習得の迅速化及び定着化のため、評価事務の役割分担の見直しを提案した。</p> <p>ウ 成果及び効果</p> <p>県における木造家屋に係る不動産取得税の賦課の際、木造家屋の評価内容についても相互併任業務に従事したことで、納税者に対するより高いレベルの説明責任を果たすことに繋がった(固定資産税の非木造家屋の賦課においても同様)。また、従前は非木造と木造家屋を同時に新築した場合等、県・市が別々に調査に出向き、県民・行政ともにロスが生じていたが、相互併任評価によりロスが解消され、事務の効率化が図られるとともに県民の利便性の向上に繋がった。</p> <p>延床面積が概ね100㎡以下の非木造家屋(鉄骨造及び軽量鉄骨造)について、平成31年度より米子市へ評価事務の移管が実現した(建築家屋の評価に係る協力体制に関する協定書を締結)。</p> <p>エ 課題</p> <p>境港市に対しても、米子市と同様な相互併任及び評価事務の移管について要請をしたが、人員不足等を理由に実現に至らなかった。</p>				

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
個人住民税に係る意見交換会について	—			
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>平成30年度より全県で個人住民税の特別徴収一斉指定が開始されたことに伴い、諸課題を管内市町村が議論を行うことにより、課税技術等の相互研鑽と情報交流の円滑化、管内の全体的な課税体制の強化を目的に、西部地区地方税職員協議会・課税部会(事務局：西部県税事務所)で意見交換会を開催。</p> <p>※西部地区地方税職員協議会・課税部会は、これまで主に固定資産税を中心に事業を展開してきたが管内市町村が適時必要とする事案についても、意見交換会、研修会等を実施し更なる連携強化を図るため、平成30年度より新たに個人住民税についても事業の対象とした。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>西部地区地方税務職員協議会・課税部会(事務局：西部県税事務所)で、管内市町村を対象とした意見交換会を実施した。</p> <p>&lt;個人県民税に係る意見交換会&gt;</p> <p>日時：平成30年7月24日</p> <p>参加人員：16名</p> <p>内容：個人住民税に係る各自治体の議題等について事前照会し、意見交換会を行った。</p> <p>主なテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特別徴収を拒否する事業所への対応</li><li>・滞納のおそれがある特徴者の情報共有</li><li>・特徴一斉指定で普通徴収を認めた特異な事例</li><li>・特徴者の指定もれ対策</li><li>・納期の特例</li><li>・給与支払報告書</li><li>・相続人不存在の場合</li><li>・居住実態不明者への課税</li><li>・家屋敷課税</li><li>・学生減免</li><li>・消防団員手当</li><li>・確定申告における住民税のデータ不足への対応</li><li>・課税と収納との整合性確保</li></ul> <p>イ 成果及び効果</p> <p>各自治体での課題が認識され、課題に対する対応方法が共有されたことで、課税業務の標準化につながった。</p> <p>ウ 課題</p> <p>当面は平成30年度と同様に意見交換会を継続することとし、課題の共有が出尽くした段階で、講師を招いた専門的な研修を検討したい。</p>				

7 収入証紙取扱額調べ

(令和元年5月31日現在)

収入科目			件数	単価 (円)	証紙はりつけ額 (円)	備考	
目	節	細節					
狩猟税	現年課税分		16	16,500	264,000	第一種銃猟免許の登録を受ける者	① 県民税の所得割額を納める人 ② ①の人の控除対象配偶者、扶養親族
			2	11,000	22,000		県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ③ 控除対象配偶者、扶養親族でない人（世帯主など） ④ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、扶養親族 ⑤ ②の人のうち農林水産業に従事する人
			32	8,200	262,400	綱又はわな猟免許の登録を受ける者	⑥ 県民税の所得割額を納める人 ⑦ ⑥の人の控除対象配偶者、扶養親族
			5	5,500	27,500		県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ⑧ 控除対象配偶者、扶養親族でない人（世帯主など） ⑨ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、扶養親族 ⑩ ⑦の人のうち農林水産業に従事する人
			7	5,500	38,500	第二種銃猟免許の登録を受ける者	
			16	8,200	131,200	第一種銃猟免許の許可捕獲者（許可）	⑪ 県民税の所得割額を納める人 ⑫ ⑪の人の控除対象配偶者、扶養親族
			0	5,500	0		県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ⑬ 控除対象配偶者、扶養親族でない人（世帯主など） ⑭ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、扶養親族 ⑮ ⑫の人のうち農林水産業に従事する人
			8	4,100	32,800	綱又はわな猟免許の許可捕獲者（許可）	⑯ 県民税の所得割額を納める人 ⑰ ⑯の人の控除対象配偶者、扶養親族
			0	2,700	0		県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ⑱ 控除対象配偶者、扶養親族でない人（世帯主など） ⑲ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、扶養親族 ⑳ ⑰の人のうち農林水産業に従事する人
			0	2,700	0	第二種銃猟免許の登録を受ける者	

収入科目			件数	単価 (円)	証紙はりつ け額 (円)	備考	
目	節	細節					
狩猟税	現年課税分		43	8,200	352,600	第一種銃猟 免許の許可 捕獲者 (従事者)	㉑ 県民税の所得割額を納める人 ㉒ ㉑の人の控除対象配偶者、扶養親族
			11	5,500	60,500		県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ㉓ 控除対象配偶者、扶養親族でない人（世帯主など） ㉔ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、扶養親族 ㉕ ㉒の人のうち農林水産業に従事する人
			133	4,100	545,300	綱又はわな 猟免許の許 可捕獲者 (従事者)	㉖ 県民税の所得割額を納める人 ㉗ ㉖の人の控除対象配偶者、扶養親族
			28	2,700	75,600		県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ㉘ 控除対象配偶者、扶養親族でない人（世帯主など） ㉙ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、扶養親族 ㉚ ㉗の人のうち農林水産業に従事する人
			3	2,700	8,100	第二種銃猟免許の登録を受ける者	
	計（節）			304		1,820,500	
目 計			304		1,820,500		
総務手数料	徴税手数料	納税証明書 交付手数料	2,433	400	973,200		
		免税軽油使用者証 交付手数料	244	400	97,600		
	計（節）		2,677		1,070,800		
目 計			2,677		1,070,800		
合 計			2,981		2,891,300		

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金

該当なし

(2) 使用料

該当なし

(3) 手数料

(令和元年5月31日現在)

(単位：円)

収入科目			件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節	細節							
総務手数料	徴税手数料	納税証明交付手数料	61	24,400	24,400	0	0	地方税法 鳥取県税条例第16条	
		免税軽油使用者 証交付手数料	1	400	400	0	0	地方税法 鳥取県税条例134条の34	
	計(節)		62	24,800	24,800	0	0		
目計			62	24,800	24,800	0	0		
合計			62	24,800	24,800	0	0		

(4) 財産収入

該当なし

## (5) 諸収入

(令和元年5月31日現在)

(単位:円)

収入科目			件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節	細節							
延滞金	延滞金		2,104	30,375,295	18,707,445	3,800	11,664,050	地方税法 鳥取県条例第9条、 同条例第10条	
		計(節)	2,104	30,375,295	18,707,445	3,800	11,664,050		
目計			2,104	30,375,295	18,707,445	3,800	11,664,050		
加算金	加算金		220	9,494,500	4,375,400	154,000	4,965,100	地方税法 鳥取県条例第71条の14 同条例第72条の46、47、 同条例第90条	
		計(節)	220	9,494,500	4,375,400	154,000	4,965,100		
目計			220	9,494,500	4,375,400	154,000	4,965,100		
地方法人 特別税	地方法人特別税		4,138	115,436,001	45,813,677	437,100	69,185,224	地方法人特別税等に関する 暫定措置法	
		計(節)	4,138	115,436,001	45,813,677	437,100	69,185,224		
目計			4,138	115,436,001	45,813,677	437,100	69,185,224		
雑入	滞納処分費	滞納処分費弁償金	1	5,000	5,000	0	0	インターネット公売保証金	
		計(節)	1	5,000	5,000	0	0		
	雑入	コピー代	128	4,760	4,760	0	0	鳥取県情報公開条例	
		臨職・非常勤本人 負担分雇用保険料	—	36,563	36,563	0	0		
計(節)			128	41,323	41,323	0	0		
目計			129	46,323	46,323	0	0		
合計			6,591	155,352,119	68,942,845	594,900	85,814,374		

(6) 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

(令和元年5月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備 考
県税及び諸収入	254,312,158	3,929	現金等、納税証明手数料、免税軽油使用者証 交付手数料、コピー代
合 計	254,312,158	3,929	

イ つり銭の状況

(令和元年5月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)	88,300
--------	---	----------	--------

9 収入未済額調べ

(1) 県税未収金 (令和元年5月31日現在)

① 過年度分

年度 区分	税目	前年度からの繰越		当 該 年 度								翌年度繰越		備 考
		過年度 未収額	件数	繰越後 の減額	件数	減額後 調定額	件数	収入額	件数	不 納 欠損額	件数	未収額	件数	
H25 年度 以前	個人事業税	円 (4,179,009)	(32)	円 (0)	(0)	円 (4,179,009)	(32)	円 (769,184)	(6)	円 (1,522,500)	(13)	円 (1,887,325)	(13)	
		4,179,009	32	0	0	4,179,009	32	769,184	6	1,522,500	13	1,887,325	13	
	法人事業税	(5,012,332)	(6)	(0)	(0)	(5,012,332)	(6)	(1,195,332)	(2)	(0)	(0)	(3,817,000)	(4)	
		5,012,332	6	0	0	5,012,332	6	1,195,332	2	0	0	3,817,000	4	
	不動産取得税	(73,800)	(2)	(0)	(0)	(73,800)	(2)	(0)	(0)	(73,800)	(2)	(0)	(0)	徴収猶予 14件 667,100円
749,980		17	9,080	1	740,900	16	0	0	73,800	2	667,100	14		
自動車税	(1,133,500)	(39)	(0)	(0)	(1,133,500)	(39)	(76,900)	(2)	(25,500)	(1)	(1,031,100)	(36)		
	1,133,500	39	0	0	1,133,500	39	76,900	2	25,500	1	1,031,100	36		
計	(10,398,641)	(79)	(0)	(0)	(10,398,641)	(79)	(2,041,416)	(10)	(1,621,800)	(16)	(6,735,425)	(53)		
	11,074,821	94	9,080	1	11,065,741	93	2,041,416	10	1,621,800	16	7,402,525	67		
H26 年度	法人県民税	(42,000)	(2)	(0)	(0)	(42,000)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(42,000)	(2)	
		42,000	2	0	0	42,000	2	0	0	0	0	42,000	2	
	個人事業税	(4,033,400)	(10)	(0)	(0)	(4,033,400)	(10)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4,033,400)	(10)	
		4,033,400	10	0	0	4,033,400	10	0	0	0	0	4,033,400	10	
	不動産取得税	(44,025,700)	(3)	(0)	(0)	(44,025,700)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(44,025,700)	(3)	
44,025,700		3	0	0	44,025,700	3	0	0	0	0	44,025,700	3		
自動車税	(649,600)	(20)	(0)	(0)	(649,600)	(20)	(20,200)	(0)	(0)	(0)	(629,400)	(20)		
	649,600	20	0	0	649,600	20	20,200	0	0	0	629,400	20		
計	(48,750,700)	(35)	(0)	(0)	(48,750,700)	(35)	(20,200)	(0)	(0)	(0)	(48,730,500)	(35)		
	48,750,700	35	0	0	48,750,700	35	20,200	0	0	0	48,730,500	35		
H27 年度	法人県民税	(22,000)	(2)	(0)	(0)	(22,000)	(2)	(22,000)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	
		22,000	2	0	0	22,000	2	22,000	2	0	0	0	0	
	個人事業税	(39,600)	(2)	(0)	(0)	(39,600)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(39,600)	(2)	
		39,600	2	0	0	39,600	2	0	0	0	0	39,600	2	
自動車税	(1,579,166)	(43)	(19,700)	(0)	(1,559,466)	(43)	(183,231)	(8)	(0)	(0)	(1,376,235)	(35)		
	1,579,166	43	19,700	0	1,559,466	43	183,231	8	0	0	1,376,235	35		
計	(1,640,766)	(47)	(19,700)	(0)	(1,621,066)	(47)	(205,231)	(10)	(0)	(0)	(1,415,835)	(37)		
	1,640,766	47	19,700	0	1,621,066	47	205,231	10	0	0	1,415,835	37		



年度 区分	税目	前年度からの繰越		当 該 年 度								翌年度繰越		備 考
		過年度 未収額	件数	繰越後 の減額	件数	減額後 調定額	件数	収入額	件数	不 納 欠損額	件数	未収額	件数	
H28 年度	法人県民税	円 (366,773) 366,773	(4) 4	円 (0) 0	(0) 0	円 (366,773) 366,773	(4) 4	円 (60,300) 60,300	(2) 2	円 (38,250) 38,250	(1) 1	円 (268,223) 268,223	(1) 1	
	個人事業税	(1,301,800) 1,301,800	(5) 5	(0) 0	(0) 0	(1,301,800) 1,301,800	(5) 5	(78,400) 78,400	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(1,223,400) 1,223,400	(4) 4	
	不動産取得税	(2,267,000) 2,276,600	(1) 2	(0) 0	(0) 0	(2,267,000) 2,276,600	(1) 2	(2,267,000) 2,267,000	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 9,600	(0) 1	徴収猶予 1件 9,600円
	自動車税	(2,760,800) 2,760,800	(70) 70	(39,000) 39,000	(1) 1	(2,721,800) 2,721,800	(69) 69	(770,000) 770,000	(23) 23	(0) 0	(0) 0	(1,951,800) 1,951,800	(46) 46	
	計	(6,696,373) 6,705,973	(80) 81	(39,000) 39,000	(1) 1	(6,657,373) 6,666,973	(79) 80	(3,175,700) 3,175,700	(27) 27	(38,250) 38,250	(1) 1	(3,443,423) 3,453,023	(51) 52	
H29 年度	法人県民税	(693,000) 693,000	(5) 5	(0) 0	(0) 0	(693,000) 693,000	(5) 5	(73,500) 73,500	(3) 3	(52,500) 52,500	(1) 1	(567,000) 567,000	(1) 1	
	法人事業税	(364,115) 364,115	(3) 3	(0) 0	(0) 0	(364,115) 364,115	(3) 3	(364,115) 364,115	(3) 3	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
	不動産取得税	(10,336,000) 10,336,000	(2) 2	(0) 0	(0) 0	(10,336,000) 10,336,000	(2) 2	(7,865,852) 7,865,852	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(2,470,148) 2,470,148	(1) 1	
	ゴルフ場 利用税	(99,800) 99,800	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(99,800) 99,800	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(99,800) 99,800	(1) 1	
	軽油引取税	(0) 38,999,162	(0) 4	(0) 0	(0) 0	(0) 38,999,162	(0) 4	(0) 38,999,162	(0) 4	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	徴収猶予 4件 38,999,162円
	自動車税	(3,933,855) 3,933,855	(106) 106	(98,500) 98,500	(3) 3	(3,835,355) 3,835,355	(103) 103	(2,065,777) 2,065,777	(61) 61	(153,000) 153,000	(3) 3	(1,616,578) 1,616,578	(39) 39	
	計	(15,426,770) 54,425,932	(117) 121	(98,500) 98,500	(3) 3	(15,328,270) 54,327,432	(114) 118	(10,369,244) 49,368,406	(68) 72	(205,500) 205,500	(4) 4	(4,753,526) 4,753,526	(42) 42	
	個人県民税	(187,956,387) 187,956,387	/	(366,092) 366,092	/	(187,590,295) 187,590,295	/	(65,736,270) 65,736,270	/	(10,927,628) 10,927,628	/	(110,926,397) 110,926,397	/	
合計	/	(270,869,637) 310,554,579	(358) 378	(523,292) 532,372	(4) 5	(270,346,345) 310,022,207	(354) 373	(81,548,061) 120,547,223	(115) 119	(12,793,178) 12,793,178	(21) 21	(176,005,016) 176,681,806	(218) 233	

税 目	前年度からの繰越		当 該 年 度								翌年度繰越		備 考
	過年度 未収額	件数	繰越後 の減額	件数	減額後 調定額	件数	収入額	件数	不 納 欠損額	件数	未収額	件数	
法人県民税 計	円 (1, 123, 773)	(13)	円 (0)	(0)	円 (1, 123, 773)	(13)	円 (155, 800)	(7)	円 (90, 750)	(2)	円 (877, 223)	(4)	
	1, 123, 773	13	0	0	1, 123, 773	13	155, 800	7	90, 750	2	877, 223	4	
個人事業税 計	(9, 553, 809)	(49)	(0)	(0)	(9, 553, 809)	(49)	(847, 584)	(7)	(1, 522, 500)	(13)	(7, 183, 725)	(29)	
	9, 553, 809	49	0	0	9, 553, 809	49	847, 584	7	1, 522, 500	13	7, 183, 725	29	
法人事業税 計	(5, 376, 447)	(9)	(0)	(0)	(5, 376, 447)	(9)	(1, 559, 447)	(5)	(0)	(0)	(3, 817, 000)	(4)	
	5, 376, 447	9	0	0	5, 376, 447	9	1, 559, 447	5	0	0	3, 817, 000	4	
不動産取得税 計	(56, 702, 500)	(8)	(0)	(0)	(56, 702, 500)	(8)	(10, 132, 852)	(2)	(73, 800)	(2)	(46, 495, 848)	(4)	徴収猶予 15件 676, 700円
	57, 388, 280	24	9, 080	1	57, 379, 200	23	10, 132, 852	2	73, 800	2	47, 172, 548	19	
ゴルフ場利用税 計	(99, 800)	(1)	(0)	(0)	(99, 800)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(99, 800)	(1)	
	99, 800	1	0	0	99, 800	1	0	0	0	0	99, 800	1	
軽油引取税 計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	徴収猶予 4件 38, 999, 162円
	38, 999, 162	4	0	0	38, 999, 162	4	38, 999, 162	4	0	0	0	0	
自動車税 計	(10, 056, 921)	(278)	(157, 200)	(4)	(9, 899, 721)	(274)	(3, 116, 108)	(94)	(178, 500)	(4)	(6, 605, 113)	(176)	
	10, 056, 921	278	157, 200	4	9, 899, 721	274	3, 116, 108	94	178, 500	4	6, 605, 113	176	
個人県民税 計	(187, 956, 387)		(366, 092)		(187, 590, 295)		(65, 736, 270)		(10, 927, 628)		(110, 926, 397)		
	187, 956, 387		366, 092		187, 590, 295		65, 736, 270		10, 927, 628		110, 926, 397		
合 計	(270, 869, 637)	(358)	(523, 292)	(4)	(270, 346, 345)	(354)	(81, 548, 061)	(115)	(12, 793, 178)	(21)	(176, 005, 106)	(218)	
	310, 554, 579	378	532, 372	5	310, 022, 207	373	120, 547, 223	119	12, 793, 178	21	176, 681, 806	233	

② 現年度分

税 目	調 定 額	件 数	収 入 額	件 数	不納欠損額	件数	翌年度繰越		備 考
							未 収 額	件数	
法人県民税	(851,142,600)	(10,436)	(850,523,910)	(10,416)	(415,890)	(15)	(202,800)	(5)	
	851,142,600	10,436	850,523,910	10,416	415,890	15	202,800	5	
個人事業税	(216,018,700)	(2,807)	(215,394,300)	(2,800)	(0)	(0)	(624,400)	(7)	
	216,018,700	2,807	215,394,300	2,800	0	0	624,400	7	
法人事業税	(3,851,190,300)	(5,464)	(3,843,757,358)	(5,452)	(539,900)	(4)	(6,893,042)	(8)	
	3,851,190,300	5,464	3,843,757,358	5,452	539,900	4	6,893,042	8	
不動産取得税	(407,336,300)	(2,772)	(406,818,200)	(2,769)	(0)	(0)	(518,100)	(3)	徴収猶予(住宅用宅地・マンション) 845,500円(2件)
	408,181,800	2,774	406,818,200	2,769	0	0	1,363,600	5	
ゴルフ場利用税	(92,453,400)	(149)	(91,016,006)	(146)	(0)	(0)	(1,437,394)	(3)	
	92,453,400	149	91,016,006	146	0	0	1,437,394	3	
自動車税	(2,838,946,400)	(83,401)	(2,837,565,205)	(83,364)	(181,800)	(3)	(1,199,395)	(34)	
	2,838,946,400	83,401	2,837,565,205	83,364	181,800	3	1,199,395	34	
狩 獵 税	(53,300)	(7)	(53,300)	(7)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	53,300	7	53,300	7	0	0	0	0	
軽油引取税	(3,335,780,410)	(929)	(3,335,780,410)	(927)	(0)	(0)	(0)	(0)	徴収猶予 1,473,972,877円(219件)
	4,809,753,287	1,148	4,788,210,235	1,146	0	0	21,543,052	2	
個人県民税	(6,942,326,304)		(6,899,863,269)		(358,924)		(42,104,111)		
	6,942,326,304		6,899,863,269		358,924		42,104,111		
合 計	(18,535,247,714)	(105,965)	(18,480,771,958)	(105,883)	(1,496,514)	(22)	(52,979,242)	(60)	
	20,010,066,091	106,186	19,933,201,783	106,100	1,496,514	22	75,367,794	64	

(2) - 1 税外収入未済額（県税関係）（令和元年5月31日現在）

① 過年度分

税目	区分 年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	H25	0	0	0	0	5	2,264,369	5	2,264,369	
	H29	0	0	0	0	2	286,855	2	286,855	
地方法人特別税	H25	0	0	0	0	3	698,231	3	698,231	
	H29	0	0	0	0	2	183,145	2	183,145	
合計		0	0	0	0	12	3,432,600	12	3,432,600	

② 現年度分

税目	区分 年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	H30	0	0	1	152,590	3	845,269	4	997,859	
地方法人特別税	H30	0	0	2	65,910	3	468,731	5	534,641	
合計		0	0	3	218,500	6	1,314,000	9	1,532,500	

(2) - 2 税外収入未済額（県税関係以外）（令和元年5月31日現在）

① 過年度分

該当なし

② 現年度分

該当なし

10 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>未収金回収促進（滞納額圧縮）のためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに財産調査及び財産調査結果の分析に着手し、滞納処分または納税緩和措置を原則とする。</li> <li>・必要以上の文書催告・電話催告や臨宅による納税勧奨は行わない。</li> <li>・財産調査を基本とした滞納者の生活状況等実態把握に努め、調査結果の分析により分割納付を含めた早期完納のために必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>以下の取組みを行っている。</p> <p>1. 早期かつ徹底的な各種調査（データ収集）を実施している。</p> <p>① 財産調査</p> <p>ア 財産の種類：債権（銀行預金、郵便貯金、給料等）、不動産、動産、自動車等</p> <p>イ 調査先：官公庁（県、市町村、税務署、法務局、年金機構等）、臨場（滞納者等）、関係先（取引先、金融機関、担保権者、郵便局等）、探聞（近隣、家族、同業者等）</p> <p>② 納税勧奨</p> <p>ア 文書催告：差押予告、債権調査予告、出頭通知、タイヤロック予告、家宅搜索予告等</p> <p>イ 臨戸・電話：能動的なもの（財産未判明者で文書催告に応じない者他） 受動的なもの（滞納者の要請他）</p> <p>2. 上記1により把握したデータを、定期的（月1回）に実施する所内の徴収方針会議で、各事案毎に分析した上で処理方針を決めている。</p> <p>3. 滞納整理事務を均一化させるため、滞納整理について類型による基本的な処理方針を周知している。</p> <p>① 納付能力が乏しく一括納付が困難な滞納者 → 的確な納税指導を行い、分納誓約書を提出させ履行監視を行う。不履行の場合、その理由を把握し、正当な理由がない場合は滞納処分を執行する。また、地方税法に基づく徴収猶予、換価猶予の措置も講じている。</p> <p>② 納付能力がありながら納税意思の低い大口、常習、悪質滞納者及び納税意思の希薄な少額滞納者 → 徹底的な財産調査を実施し、財産を発見次第、早期に厳正な滞納処分を執行する。</p>	<p>1. 滞納者毎の実態に即した滞納整理が推進できた。</p> <p>① 財産調査を早期に進めることにより、納税意識の低い滞納者等に対して迅速に滞納処分をすることができ、滞納件数の圧縮につながった。</p> <p>② ア、イの手段を効率的に組み合わせることで、滞納者の状況に応じた処理方針が立てやすく、効果的な滞納整理を推進できた。</p> <p>2. 目標設定や滞納整理の方針が明確化されたことにより早期に適切な処理が図られた。</p> <p>3.</p> <p>① 滞納者の状況把握、資力に合わせた納税進行管理ができた。勤務先等がある場合、分納誓約書に給与等の差押承諾書の添付を必須とすることで、納税に対する意識を変えることができた。不履行の場合、給与等の差押等厳正な対応を行うことで、滞納の圧縮効果を高めた。</p> <p>② 約束不履行者・悪質滞納者を早期に見極め、効果的に滞納処分を進めた。</p>

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>③納付能力のない滞納者 →表見財産が皆無であり、家宅捜索など徹底した調査を実施してもなお、差押えすべき財産が無いと認められる者に対しては、滞納処分の停止等の徴収緩和措置を講じている。</p> <p>4. その他</p> <p>① 資金の流動時期である6月と12月に重点的に滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>② 滞納整理業務をより推進するため、担当者毎にそれぞれ解決すべき課題、達成すべき数値目標を設定している。</p> <p>③ 個人県民税徴収向上対策 ア 個人住民税未済額の圧縮を促進するため、地方税法第48条の規定により市町村から徴収を引き継ぎ、県が主体的に滞納整理に取り組んだ。</p> <p>イ 個人住民税徴収方針会議を定期的を開催し、滞納事案の徴収方針決定及び進捗管理を実施。</p> <p>④ 徴収スタッフネット研究会を通じ、徴収担当者間の連携と融和を図ることにより、徴収技術等の向上と情報交流の円滑化を図る。</p>	<p>③ 破産、生活保護等の生活困窮状況に陥った者に対して、地方税法上の徴収緩和措置を適用し、実態に即した処置を講じることができた。</p> <p>4.</p> <p>① ボーナス時期であるため、積極的に差押等の滞納処分を執行した。</p> <p>② 納期内納税者との公平性の確保及び職員のモチベーションの維持とマネジメント能力の向上が図られた。</p> <p>③ ア 徴収専任職員が少なく財産調査が不十分な市町村に代わり、的確な財産調査を行い、滞納処分を効率的に実施したことにより滞納額を圧縮し、徴収率の向上につながった。</p> <p>イ 県と同様の徴収方針を基本として滞納整理及び進捗管理を行うことで、市町村職員の取組意識の改革を図った。</p> <p>④ 様々な専門分野から外部講師を招き、研修会を開催することで、職員のモチベーションの維持やスキルアップに寄与した。</p>

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目(目・節)〕	債権管理事務取扱要領の作成の有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金及び加算金	<p>有</p> <p>「税外未収金(加算金・延滞金)の確保対策について」 (H29.3.22付税務課長通知)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本税完納時に納付するよう指導</li> <li>・過年度税外未収金について本税納付交渉時に言及</li> <li>・本税の分納誓約書を提出させる際に延滞金、加算金についても記入</li> <li>・延滞金確定後、直ちに納付書送付</li> <li>・催告状送付</li> <li>・年に二度、文書による一斉催告</li> <li>・財産調査、差押を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再三の催告指導による納税意識の向上</li> <li>・組織的な滞納整理の執行により情報の共有化が促進され、円滑な滞納整理が実現</li> <li>・集中的な納付書送付により、滞納の圧縮効果が確認された。</li> <li>・延滞金だけの滞納についても財産調査を行い、差押を実施することで滞納を圧縮した。</li> </ul>

1 1 不納欠損処分調べ

(令和元年5月31日現在)

調定年度	科目 〔税目又は 目、節〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
28	法人県民税	1	H28.5.2	H30.6.7	H30.6.12	38,250	即時消滅 (滞納処分停止 H30.6.12) 表見財産なし
29	法人県民税	2	H29.10.31	H29.12.1	H31.3.22	52,500	即時消滅 (滞納処分停止 H31.3.22) 表見財産なし
30	法人県民税	3	H30.5.15	H31.3.4	H31.3.6	9,890	即時消滅 (滞納処分停止 H31.3.6) 表見財産なし
30	法人県民税	2	H30.10.31	H30.12.3	H31.3.22	52,500	即時消滅 (滞納処分停止 H31.3.22) 表見財産なし
30	法人県民税	4	H30.7.31	H30.8.31	H31.3.22	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 H31.3.22) 表見財産なし
30	法人県民税	5	H27.4.30	H30.12.3	H31.3.28	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 H31.3.28) 表見財産なし
30	法人県民税	5	H28.5.2	H30.12.3	H31.3.28	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 H31.3.28) 表見財産なし
30	法人県民税	5	H29.5.1	H30.12.3	H31.3.28	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 H31.3.28) 表見財産なし
30	法人県民税	5	H30.5.1	H30.12.3	H31.3.28	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 H31.3.28) 表見財産なし
30	法人県民税	5	H30.7.23	H30.12.3	H31.3.28	3,500	即時消滅 (滞納処分停止 H31.3.28) 表見財産なし
30	法人県民税	6	H26.6.2	H30.10.1	R1.5.14	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 R1.5.14) 表見財産なし
30	法人県民税	6	H27.6.1	H30.10.1	R1.5.14	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 R1.5.14) 表見財産なし
30	法人県民税	6	H28.5.31	H30.10.1	R1.5.14	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 R1.5.14) 表見財産なし
30	法人県民税	6	H29.5.31	H30.10.1	R1.5.14	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 R1.5.14) 表見財産なし
30	法人県民税	7	H25.7.1	R1.5.31	R1.5.31	67,500	即時消滅 (滞納処分停止 R1.5.31) 表見財産なし
30	法人県民税	7	H26.6.30	R1.5.31	R1.5.31	28,400	即時消滅 (滞納処分停止 R1.5.31) 表見財産なし
30	法人県民税	7	H27.6.30	R1.5.31	R1.5.31	65,100	即時消滅 (滞納処分停止 R1.5.31) 表見財産なし
小 計					17件	506,640	

調定 年度	科 目 〔 税目又は 目、節〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
30	法人事業税	7	H24. 7. 2	R1. 5. 31	R1. 5. 31	133,000	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
30	法人事業税	7	H25. 7. 1	R1. 5. 31	R1. 5. 31	196,400	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
30	法人事業税	7	H26. 6. 30	R1. 5. 31	R1. 5. 31	26,900	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
30	法人事業税	7	H27. 6. 30	R1. 5. 31	R1. 5. 31	183,600	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
小 計					4件	539,900	
30	地方法人特別税	7	H24. 7. 2	R1. 5. 31	R1. 5. 31	107,700	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
30	地方法人特別税	7	H25. 7. 1	R1. 5. 31	R1. 5. 31	159,000	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
30	地方法人特別税	7	H26. 6. 30	R1. 5. 31	R1. 5. 31	21,700	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
30	地方法人特別税	7	H27. 6. 30	R1. 5. 31	R1. 5. 31	148,700	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
小 計					4件	437,100	
24	個人事業税	8	H24. 8. 31	H25. 12. 11	H31. 3. 13	35,500	停止期間中時効完成 (滞納処分停止 H29. 2. 22) 表見財産なし
24	個人事業税	8	H24. 11. 30	H25. 12. 11	H31. 3. 13	34,000	停止期間中時効完成 (滞納処分停止 H29. 2. 22) 表見財産なし
25	個人事業税	8	H25. 9. 2	H25. 12. 11	H31. 3. 13	25,400	停止期間中時効完成 (滞納処分停止 H29. 2. 22) 表見財産なし
25	個人事業税	8	H25. 12. 2	H31. 1. 6	H31. 3. 13	24,000	停止期間中時効完成 (滞納処分停止 H29. 2. 22) 表見財産なし
24	個人事業税	9	H24. 8. 31	H26. 3. 19	H31. 3. 22	34,100	停止期間中時効完成 (滞納処分停止 H28. 3. 31) 表見財産なし
24	個人事業税	9	H24. 8. 31	H26. 3. 19	H31. 3. 22	199,700	停止期間中時効完成 (滞納処分停止 H28. 3. 31) 表見財産なし
24	個人事業税	9	H24. 11. 30	H26. 3. 19	H31. 3. 22	198,000	停止期間中時効完成 (滞納処分停止 H28. 3. 31) 表見財産なし
25	個人事業税	9	H25. 9. 2	H26. 3. 19	H31. 3. 22	129,500	停止期間中時効完成 (滞納処分停止 H28. 3. 31) 表見財産なし



調定 年度	科 目 〔 税目又は 目、節 〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不 納 欠 損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
25	個人事業税	9	H25. 9. 2	H26. 3. 19	H31. 3. 22	128, 000	停止期間中時効完成 (滞納処分停止 H28. 3. 31) 表見財産なし
24	個人事業税	10	H24. 8. 31	H26. 3. 19	H31. 3. 22	139, 800	停止期間中時効完成 (滞納処分停止 H28. 3. 31) 表見財産なし
24	個人事業税	10	H24. 8. 31	H26. 3. 19	H31. 3. 22	181, 000	停止期間中時効完成 (滞納処分停止 H28. 3. 31) 表見財産なし
24	個人事業税	10	H24. 8. 31	H26. 3. 19	H31. 3. 22	141, 500	停止期間中時効完成 (滞納処分停止 H28. 3. 31) 表見財産なし
24	個人事業税	10	H24. 8. 31	H26. 3. 19	H31. 3. 22	252, 000	停止期間中時効完成 (滞納処分停止 H28. 3. 31) 表見財産なし
小 計					13件	1, 522, 500	
25	不動産取得税	11	H26. 2. 28	H25. 3. 31	H31. 3. 29	10, 800	即時消滅 (滞納処分停止 H29. 3. 6) 表見財産なし
25	不動産取得税	11	H26. 2. 28	H25. 3. 31	H31. 3. 29	63, 000	即時消滅 (滞納処分停止 H29. 3. 6) 表見財産なし
小 計					2件	73, 800	
25	自動車税	12	H25. 5. 31	H25. 7. 1	H31. 3. 20	25, 500	停止期間中時効完成 (滞納処分停止H30. 3. 19) 表見財産なし
29	自動車税	13	H29. 5. 31	H29. 7. 1	H31. 3. 29	101, 200	即時消滅 (滞納処分停止 H31. 3. 29) 表見財産なし
30	自動車税	13	H30. 5. 31	H30. 7. 1	H31. 3. 29	101, 200	即時消滅 (滞納処分停止 H31. 3. 29) 表見財産なし
29	自動車税	14	H29. 5. 31	H29. 7. 1	H31. 3. 26	8, 800	即時消滅 (滞納処分停止 H31. 3. 26) 表見財産なし
29	自動車税	14	H29. 5. 31	H30. 6. 12	H31. 3. 26	43, 000	即時消滅 (滞納処分停止 H31. 3. 26) 表見財産なし
30	自動車税	14	H30. 5. 31	H30. 7. 1	H31. 3. 26	41, 600	即時消滅 (滞納処分停止 H31. 3. 26) 表見財産なし
30	自動車税	15	H30. 8. 31	H30. 10. 1	R1. 5. 16	39, 000	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 16) 表見財産なし
小 計					7件	360, 300	
合 計					47件	3, 440, 240	

調定 年度	科 目 〔 税目又は 目、節 〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不 納 欠 損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
30	加算金 (法人事業税)	16	H30. 5. 31	H30. 12. 17	H31. 3. 25	5, 448	即時消滅 (滞納処分停止 H31. 3. 25) 表見財産なし
30	加算金 (法人事業税)	7	H24. 7. 2	R1. 5. 31	R1. 5. 31	19, 892	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
30	加算金 (法人事業税)	7	H25. 7. 1	R1. 5. 31	R1. 5. 31	29, 399	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
30	加算金 (法人事業税)	7	H26. 6. 30	R1. 5. 31	R1. 5. 31	3, 985	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
30	加算金 (法人事業税)	7	H27. 6. 30	R1. 5. 31	R1. 5. 31	27, 515	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
小 計					5件	86, 239	
30	加算金 (地方法人特別税)	16	H30. 5. 31	H31. 12. 17	H31. 3. 25	2, 352	即時消滅 (滞納処分停止 H31. 3. 25) 表見財産なし
30	加算金 (地方法人特別税)	7	H24. 7. 2	R1. 5. 31	R1. 5. 31	16, 108	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
30	加算金 (地方法人特別税)	7	H25. 7. 1	R1. 5. 31	R1. 5. 31	23, 801	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
30	加算金 (地方法人特別税)	7	H26. 6. 30	R1. 5. 31	R1. 5. 31	3, 215	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
30	加算金 (地方法人特別税)	7	H27. 6. 30	R1. 5. 31	R1. 5. 31	22, 285	即時消滅 (滞納処分停止 R1. 5. 31) 表見財産なし
小 計					5件	67, 761	
合 計					10件	154, 000	

1 1 - 2 延滞金の処理

区分 税目	未納延滞 金件数	金 額	延滞金未納発生状況		欠損処 理件数	欠損処理金額	延滞金収納状況		未納延滞 金件数	金 額	備考
	(A)		(B)		(C)		(A+B-C-D)		(D)		
	前年度調書(D)欄 (H29.12.31)		H30.1.1~R1.5.31		H30.1.1~R1.5.31		H30.1.1~R1.5.31		今年度調書作成基準日 (R1.5.31)		
法人県民税	106 件	1,207,205 円	58 件	270,000 円	4 件	5,200 円	95 件	640,760 円	65	831,245 円	
個人県民税	1 件	2,110 円	84 件	13,300,390 円	-	-	85 件	13,302,500 円	-	-	
法人事業税	48 件	1,346,961 円	313 件	3,303,707 円	-	-	317 件	2,097,432 円	44	2,553,236 円	
個人事業税	56 件	2,382,400 円	13 件	1,837,200 円	15 件	431,600 円	15 件	156,600 円	39	3,631,400 円	
不動産取得税	22 件	1,675,734 円	18 件	487,487 円	7 件	789,005 円	25 件	576,500 円	8	797,716 円	
ゴルフ場利用税	90 件	4,652,264 円	-88 件	-4,646,564 円	-	-	1 件	4,500 円	1	1,200 円	
特別地方消費税	1 件	183,700 円	-	-	1 件	183,700 円	-	-	-	-	
自動車税	401 件	2,370,316 円	1,424 件	2,664,222 円	55 件	433,750 円	1,555 件	3,304,771 円	215	1,296,017 円	
地方法人特別税	37 件	793,351 円	275 件	3,007,055 円	-	-	268 件	1,247,170 円	44	2,553,236 円	
合 計	762 件	14,614,041 円	2,097 件	20,223,497 円	82 件	1,843,255 円	2,361 件	21,882,528 円	416	11,664,050 円	

12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金

該当なし

(2) 補助金

予算科目 ( 賦課徴収費 )

① 国補分

該当なし

② 単県分

(令和元年5月31日現在)

(単位：円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間接	補助対象経費  補助率及び 補助金額	実施計画承認 又は内示年月日	着手 年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考
				交付申請 年月日	完了 年月日	検査 年月日	概算払、 精算払 の別	支出 年月日	金額	
事業の内容			交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・現地 調査年月日					
納税貯蓄組合 連合会補助金 (平成23年度)	鳥取県西部納税貯蓄 組合連合会		租税教育に資する活動 経費、県税に関する広報 活動に要する経費、県税 に関する研修会講演会 等の開催に要する経費、 連合会の運営に関する 経費等	-	-		概算	H30.5.31	250,000	文書ID 18-00039890
			H30.4.13	-						
			(補助率：8/10)  250,000	H30.5.8						
納税貯蓄組合連合会 が県民に対して行う 納税思想の啓発に資 する取組を推進し、租 税納期限内完納の推進 を図る。										
単県分計										
表の補足説明										

(3) 交付金

(令和元年5月31日現在)

(単位:円)

予算科目 (目)	予算額令達額	負担金の名称	支出先	負担率	支出年月日	支出金額	支出の根拠法令名等 (規約、要領等を含む)	備考
賦課徴収費								
新規以外のもの						366,625,408		
目計						366,625,408		
合計						366,625,408		

(4) 委託料

(令和元年5月31日現在)

(単位:円)

予算科目 (目)	国補 単県 の別	委託料の名称	委託契約 の相手方	当初契約			入札等 年月日 <small>(契約保証 納付年月日)</small>	完了 年月日  履行検査 年月日	支出の状況			備考
				予定価格	契約年月日	契約 期間			支出 区分	支出 年月日	金額	
					変更契約(最終)		契約年月日	契約 期間				
税務総務費	-	-	-		( )		( )		-	-	-	
上記の外、契約額が 250万円未満のもの											54,432	
目計											54,432	
合計											54,432	

13 工事請負費調べ

該当なし

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産

該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成31年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		受 入 額	払 出 額		
郵便切手及び郵便はがき	円 421,469	円 594,317	円 774,604	円 241,182	
合 計	円 421,469	円 594,317	円 774,604	円 241,182	

イ タクシーチケットの受払状況

該当なし

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

該当なし

(2) 物 品

該当なし

16 借受不動産明細調べ

該当なし

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

(1) 職員住宅

該当なし

(2) 職員駐車場

該当なし

18 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

19 備品の処分状況調べ

該当なし

20 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

該当なし

(2) 物品の照合

照合年月日	現物確認できなかった物品	現物が確認できなかった物品名	個 数
平成30年8月31日	・有 (無)		

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし